

平成 30 年 2 月 13 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸  
地域保健担当理事 花岡 正人  
宮下 明

### 平成 30 年 4 月 1 日以降の要介護認定制度等について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。  
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

---

神奈川県医師会  
理事 高井 昌彦

### 平成 30 年 4 月 1 日以降の要介護認定制度等について (周知)

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて今般、標記について厚生労働省老健局老人保健課長より都道府県・指定都市要介護認定担当課あて通知があり、本会に対しても日本医師会常任理事を介して別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記により PDF 形式で閲覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>  
→ 会員専用ページ → お知らせ (介護保険関係) 〉

お問い合わせ先

地域医療企画課 担当：岩田

横浜市中区富士見町 3-1

TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464

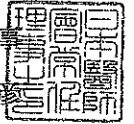
E-mail [g-iwata@kanagawa.med.or.jp](mailto:g-iwata@kanagawa.med.or.jp)

平成 29 年 12 月 27 日

都道府県医師会  
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦



平成 30 年 4 月 1 日以降の要介護認定制度等について (周知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、要介護認定制度における認定審査会の運営については、「介護認定審査会の運営について (平成 21 年 9 月 30 日老発 0930 第 6 号老健局長通知)」に基づき実施されているところですが、今般、当該通知が改正される等、平成 30 年 4 月 1 日以降の要介護認定制度等に関する事務連絡が厚生労働省より発出されましたのでご連絡申し上げます。

特に認定審査会の運営については、以下の(1)から(6)の全ての要件に合致する認定申請について、認定審査会 (二次判定) を簡素化して実施することが可能となります。

- (1) 審査対象者が、介護保険法第 7 条第 3 項第 1 号又は同条第 4 項第 1 号に定める者 (1 号被保険者) であること。
- (2) 要介護 (要支援を含む。以下同じ) 更新申請であること。
- (3) 認定調査及び主治医意見書に基づくコンピュータ判定 (以下、「コンピュータ判定」という。以下同じ。) における要介護度が、現在の要介護度と一致していること。
- (4) 前回の審査結果の認定有効期間が 12 か月以上であること。
- (5) コンピュータ判定における要介護度が「要支援 2」又は「要介護 1」である場合は、状態の安定性判定ロジックの判定結果が「安定」であること。
- (6) コンピュータ判定における要介護認定等基準時間が、次のいずれにも含まれないこと。
  - ・ 22 分以上 25 分未満
  - ・ 29 分以上 32 分未満
  - ・ 47 分以上 50 分未満
  - ・ 67 分以上 70 分未満
  - ・ 87 分以上 90 分未満
  - ・ 107 分以上 110 分未満

ただし、認定審査会の簡素化はあくまで実施することが可能であるとされているものであり、保険者の判断により、例えばコンピュータ判定結果 (一次判定結果) が要支援 2 / 要介護 1 の方については、状態の安定性にかかわらず簡素化しないこととする等が可能となっておりますので、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、各地域の実情に応じて保険者と協議を行っていただきますようお願い申し上げます。

併せて、貴会傘下の郡市区医師会への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。